

2025 年 4 月 4 日 消費者委員会

テーマ：EU 消費者法の動向

——日独共同研究プロジェクト ブッシュ先生のご紹介もかねて

中田 邦博 龍谷大学法学部・教授

I はじめに

(1) 日独共同研究プロジェクト——日本と EU におけるデジタルプラットフォーム

の規制 公正な市場の実現に向けて

DAAD（ドイツ学術交流会）が実施する PAJAKO（Partnerschaften mit Japan und Korea）の 2023 年から 2024 年に行われる共同プロジェクトの一環として採択。その後、2025 年末まで延長申請が採択された。

オスナブリュック大学（代表＝クリストフ・ブッシュ教授と龍谷大学・京都（代表＝中田邦博）がパートナーとなって遂行。年に 2 回以上、相互に相手方の国を訪れて研究セミナーと学生向けの講演を行うプログラム。今回は、ブッシュ先生のグループは 3 月 30 日から 4 月 6 日の予定で来日。近時の動向を踏まえて行われる日独の意見交換は、グローバル化した消費者問題の解決に向けての国際的な協調を導くものとしても有意義である。

(2) **研究の対象** 具体的には、比較法的な検討を通じて、日本および欧州連合(EU)における公正な市場の実現、とりわけ、デジタルプラットフォームの規制モデルや公正な在り方について検討している。それぞれの国における消費者法の体系化や現代化の要請についても分析を進めている。

II クリストフ・ブッシュ教授のご紹介

(1) 現職

オスナブリュック大学法学部教授、ヨーロッパ法研究所所長

イエール大学ロースクールのイエール社会情報プロジェクト連携研究員

高麗大学、龍谷大学、イエール大学にて客員教授

(2) 公的職務

① EU プラットフォーム規制に関する専門家のアドバイスを提供するオンラインプラットフォーム経済に関する EU 監督部会の欧州委員会の専門家グループの構成員

② EU の消費者政策について利害関係者と協議するための委員会の主要なフォーラムである EU 消費者政策諮問グループの構成員

③ 国家消費者問題諮問委員会 (National Advisory Council for Consumer Affairs)

委員長 (2024 年 6 月より)

ドイツでの消費者政策に関する諮問を受けて専門家の見地から調査研究報告を行い、消費者政策の立案や立法プロセスに助言する委員会。

独立性と法学や経済学などの学際性を特徴

構成員は 9 人のメンバー：7 名は、法律、経済学、社会学、心理学などいわゆる有識者、2 名は消費者の代表者、そして経済界の代表者。任期は 4 年。

ドイツ連邦環境・消費者保護省により、2022 年 12 月に消費者法の世界的権威であるハンス・ミクリッツ教授の後任として指名され (任期は 2026 年まで)、2024 年 6 月より、委員長に就任。

(3) 研究分野と研究活動

契約法、消費者法、デジタルプラットフォームの法規制、デジタルサービス法、A I 法、アルゴリズム規制

雑誌の編集：the Journal of European Consumer and Market Law (EuCML)、the editorial board of the Journal of Consumer Policy (JConsPol), the Journal of Law,

Market & Innovation (JLMI) and the International Journal of Digital Law and Governance (IJDLG)ほか。

(4) 著書論文 多数 ブッシュ教授のホームページを参照

近時のものとして：クリストフ・ブッシュ（古谷貴之訳）「プラットフォーム経済における消費者保護」（下記参考文献①に所収）232 頁以下、同「プラットフォーム経済におけるレコメンダーシステムの規制に関するヨーロッパの視点——アルゴリズムの透明性からアルゴリズムの選択へ？」（下記参考文献②61 頁以下）。

III EUの立法形式 立法による市場の形成——消費者法の平準化

(1) 実体法的側面

EU では、人、物、サービスおよび資本が国境を越えて自由に移動できる域内市場の確立が、最優先の事項（EU 機能条約 26 条(2)）

EU 消費者法は、これを可能とする法的枠組みの一つ、EU 全域において共通化された市場ルールとして機能する。消費者は、EU 域内のどこでも、一定水準以上の保護（EU 機能条約 169 条では「高水準の消費者保護」）を受ける。

EU での 1980 年代からの消費者法の「平準化」作業の主な目的は、高水準の消費者保護の確保と域内市場の確立である。その法的手段として規則や指令がある。

「規則」は、加盟国による措置を要することなく、すべての加盟国においてそのまま当然に国内法の一部となる立法形式：この立法形式は、その法の形式のまま各国は受け入れることになる。Ex. **GDPR** (General Data Protection Regulation)

「指令」は、達成されるべき目的が定められるものにとどまり、加盟国は、当該指令を「国内法化」するための措置を国内法体系に最も合致する形で講じることが求められる。最近は指令の文言に忠実に国内立法を行おうとする傾向がみられる。たとえば、不公正取引方法指令の改正によって、ドイツの不正競争防止法（以下、UWG という）の改正が行われたが、文言としては、指令の内容に忠実に国内法化することが立法担当者にとって重要な課題となった。それに疑義が生じると、場合によっては、EU から高額の罰金を科せられることになる。

EU 消費者法は、指令の形式によって加盟国に導入されることが多く、その結果、国内法化の仕方や形式は加盟国の法体系によって左右される。

EU の消費者法関連指令の規定は、たとえば、フランスでは消費法典として集約され、ドイツでは一般法である民法や不正競争防止法を主な受皿としつつも、ほかの特別法にも分散されて国内法化されている。主要な部分のみ、消費者法典に集めるその中間的な在り方もある（オーストリアなど）。

(2) 執行体制（エンフォースメント）

EU 消費者法の手続的な側面（執行体制）の強化

EU レベルでは、差止請求権（指令 2009/22/EC）に加えて、集団的利益保護のための手段として被害回復請求権が付与された。なお、被害回復請求権を付与する消費者の集団的利益の保護のための代表訴訟に関する指令（いわゆる消費者団体訴訟指令 2020/1828/EU）は、前記指令 2009/22/EC を廃止してこれに置き換わるものである）。ドイツでは、こうした EU の規制が発効する前に、国内法である UWG で、差止請求権や利得剥奪請求権が消費者団体に認められてきた。また、消費者団体や事業者団体が行う警告手続きも重要な役割を果たしてきた。

なお、上記の EU 指令の要請を受けた近時の法改正によって、UWG 上の消費者個人の損害賠償請求権が認められた（UWG9 条 2 項）。

なお、こうした法執行の体制は、基本的に加盟国に委ねられていたことから、歴史的な経緯から、加盟国間での違いが生じている。ドイツとフランスとではかなりの違いがある。フランスでは、刑事罰が重視されている。他方で、例えば、ドイツでは、消費者法の私的な法執行に重点があり、行政機関による規制はそれほど重要な道具とはなっていない。ドイツでは消費者法を内国において包括的に管轄して、法執行するための権限のある機関がないという状況にある。それに代わって、政府から財政援助を受けている消費者団体や、事業者が加盟する事業者団体（商工会議所）が、UWG

に基づく裁判上の差止請求権や被害回復手続きを行うことで法を執行する。それと相まって、権利保護保険が支援する消費者個人によって提起される民事訴訟や、事業者団体や消費者団体の裁判外での警告手続きや違約罰付きの確約手続きが消費者法の執行システムとして重要な役割を果たしている。

IV EUでのデジタル環境における消費者保護法の在り方

デジタル取引環境の改正のための EUでの近時の二つの提言

長期的な観点 デジタルフェアネス・フィットネスチェック

短期的な観点 電子商取引における安全性と持続性に関する文書

(1) デジタルフェアネス・フィットネスチェック報告書 (2024 年 10 月)

(a) フィットネスチェック

EUでは現在の規制の実効性について再評価して、その改善の方向性を探る試みが継続的に行われている。これが「フィットネスチェック (Fitness Check)」であり、欧州委員会が行う包括的な政策評価のことを指す。このプロセスは特定の政策分野における規制枠組みが適切かどうかを評価し、過剰な行政負担や重複、ギャップ、不整合、または時代遅れの措置を特定し、改善に結びつけることを目的とする (Ex. EU 法上の国家助成金、合法的移民政策、一般食品法規則 (Regulation (EC) No

178/2002)など)。評価視点としては、① 規制の適合性（現行の法律や規制が目的に合致しているかどうか）、② 効率性（行政手続きが過度に複雑でないか）、③透明性（利害関係者にとって理解しやすいかどうか）などが重視されている。

デジタルフェアネス・フィットネスチェックは、欧州委員会の「Regulatory Fitness and Performance Programme」（REFIT：2002年に採択された欧州委員会の「より良い規制（Better Regulation）」アジェンダの一部を形成するプログラム）の一環として実施された。同報告書は、いわば、法改正のための立法事実となる消費者の被害状況を示すものであり、オンラインで消費者が直面する特定の有害な取引方法がもたらす課題の解決により適した規則の必要性を明らかにするものである。

主要な EU 消費者保護法：①不公正取引方法指令、②消費者権利指令、③不公正契約条項指令が対象とされ、その改正の在り方を検討。

(b) 規制の根拠：規制がないことによる経済的損失

報告書のプレスリリースから：「オンライン上のさまざまな有害な取引方法により、EU の消費者は少なくとも年間 79 億ユーロ(日本円で約 1 兆 2800 億円)の損害を被っている。これに対して、企業が EU の消費者法に準拠するためのコストははるかに低く、年間 7 億 3700 万ユーロ（約 1200 億円）を超えることはない」。

(c) EU 立法の近時の動向

修理権指令 生産プロセスの持続的な経済活動への適用

バッテリー交換 白物家電の部品など

古谷貴之「EU における修理する権利」下記文献②37 頁以下。

EU 製造物責任指令の改正 デジタルの時代を反映した改正、プラットフォーム事業者の責任強化など。

若林三奈「EU 製造物（欠陥製品）責任指令の概要」下記文献②105 頁以下

(2) 電子商取引における安全性と持続性に関する文書

安全で持続可能な E コマースのための包括的な EU ツールボックス（欧州委員会、
2025 年 2 月 5 日）：消費者被害を生じさせているデジタルプラットフォーム事業者
への対応

V まとめと今後の課題

長期的な観点からの既存の法の見直し

短期的な視点からの個別的な問題への対応

ブッシュ先生が本日、ご報告される後者の電子商取引をめぐる提案は、特定の取引プラットフォーム事業者が生じさせている個別問題への対処である。いずれにせよ、デジタル環境への改善の必要性に関する提言は、プラットフォーム規制の在り方にも関係している。

日本でも、電子商取引における消費者被害の拡大が指摘されており、特商法で、たとえば定期購入についての欺瞞的な取引を規制するための一定の改正が行われたが、消費者被害を防止するのに十分ではないとの指摘がある。

近時のデジタル経済において電子商取引の重要性は増すばかりであるが、既存の特商法の枠組みではプラットフォーム事業者の役割やその問題点を捉えきれていないように思われる。いずれにせよ日本では、電子商取引の新たな規制枠組みの在り方が問われている（下記③の文献を参照）。それは日本の消費者法の今後の在り方にも直結する課題である。私たちがデジタル時代に対応する消費者法を形成するには、デジタルフェアネス・フィットネスチェックのような長期的な視点からの対応と、現に生じている問題に対する迅速な対処が必要となる。個人的には、こうした問題を包括的に捉えようとするEU法の動向に注目する必要があると考えている。

① 中田邦博＝鹿野菜穂子編『デジタル時代における消費者法の現代化』（日本評論社、2024 年）

② 中田邦博＝若林三奈＝松岡久和『ヨーロッパ私法・消費者法の現代的課題と日本法』（日本評論社、2025 年）

上記には、報告で取り上げた近時の EU 法動向の紹介やプラットフォーム規制の在り方について論文が収録されている。

③ 中田邦博「消費者売買法の意義と可能性」現代消費者法 60 号（2023 年）97 頁以下：そこでは消費者通信売買法としての規制の可能性について言及した（同 107 頁）。